

甲府市子ども未来応援条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 市の責務と子ども応援者の役割（第4条～第10条）

第3章 子ども未来応援施策の推進

第1節 子どもが地域で育つ拠点づくり（第11条～第13条）

第2節 子どもが健やかに成長できる体制づくり（第14条・第15条）

第3節 子どもが未来を築く機会づくり（第16条～第18条）

第4節 推進体制（第19条・第20条）

第4章 子どもの相談・救済と権利支援体制の整備（第21条～第28条）

第5章 雑則（第29条・第30条）

附則

子どもは、自ら夢や希望に向かい、勇気を持って挑戦することを通じ、たくましさや優しさを養うとともに、多様な人々とかかわりを持ちながら、自分を大切にす
る心や他の人を尊重する心を育み、社会の一員として個性豊かに成長していくこと
が大切であります。

私たちは、子どもが健やかに育つために、子どもの権利を尊重し、互いに連携・
協働しながら、子どもの年齢や成長過程に応じた子ども自身の成長を応援してまい
ります。

この美しい自然に恵まれ、連綿と続く歴史や文化が培われ発展した魅力あふれる
まち甲府を、子どもの権利を守り、全ての子どもが今を幸せに過ごし、夢や希望の
実現に向け挑戦できる、こどもが輝くまちとするため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもがいきいきと自分らしく健やかに成長し、社会の一員
として自立することを応援するための基本理念を定め、市の責務並びに保護者、
市民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者、地域団体及び子ども応援団体（以下「子

ども応援者」と総称する。)の役割を明らかにするとともに、子どもに関わる全ての大人が連携・協働することにより、子どもの育ちを支える取組を推進し、未来を担っていく子どもの成長を応援する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする18歳未満の全ての者(これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含む。)をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする個人をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいう。
- (5) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 地域団体 自治会、ボランティア団体、特定非営利法人その他市内で活動を行う団体をいう。
- (7) 子ども応援団体 子どもの育ちに関する活動を行う団体をいう。
- (8) 子ども未来応援施策 市と子ども応援者が連携・協働し実施する子どもの育ちに関する施策をいう。

(基本理念)

第3条 子どもが健やかに成長し、自立するための応援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 子どもの権利を尊重し、子どもの年齢及び成長過程に応じた意見に耳を傾け、子どもにとっての最善の利益について考慮すること。
- (2) 子ども一人ひとりが夢や希望を持ち、様々な体験や学習を通じて、未来を築いていくために必要な社会性や自立心、たくましさや優しさを養うことができるよう取り組むこと。

(3) 市及び子ども応援者がそれぞれの責務又は役割を認識し、主体的に取り組むとともに、相互に連携・協働して行うこと。

第2章 市の責務と子ども応援者の役割

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、子どもの育ちに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的責任を有することを自覚し、子どもが健やかに育つ家庭環境を整えるとともに、子どもが社会の一員として必要な規範意識を身に付けることができるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性を養う場であることを認識し、子どもが安心して遊び、学ぶことを通じて、健やかに成長できるよう、良好な地域社会の形成に努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子ども自らが課題を見つけ、学び、判断し、及び行動する力を身に付けることができるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、社会的な影響力及び責任を認識し、市及び子ども応援者が実施する職場体験活動その他の子どもの育ちに関する活動に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第9条 地域団体は、地域のつながりを活かしながら、子どもの育成のために相互に協力し、子どもの健やかな育ちに関する活動の推進に努めるものとする。

(子ども応援団体の役割)

第10条 子ども応援団体は、その専門的な知識及び経験を活かし、子どもの育ちに関する活動を積極的に行うよう努めるものとする。

第3章 子ども未来応援施策の推進

第1節 子どもが地域で育つ拠点づくり

(居場所の整備及び施設の充実)

第11条 市は、子どもが安心して過ごすことができるよう、子どもの学習、相談、交流等に必要な居場所を整備するものとする。

2 市は、子どもの成長における様々な段階及び状況に応じた必要な施設の充実に努めるものとする。

(子育て応援者の育成等)

第12条 市は、子どもの育ちを応援する担い手となる者（この条において「子育て応援者」という。）の育成に努めるものとする。

2 市は、子ども未来応援施策を実施するため、子育て応援者に係る登録制度を構築するものとする。

3 市は、子育て応援者が子どもの育ちに関する活動を継続的かつ安定的に実施できるように、子ども応援団体の設立を支援するものとする。

(子ども応援団体への支援)

第13条 市は、子ども応援団体が行う子どもの育ちに関する活動を支援するため、情報の提供、相互の交流の機会の提供、人材の育成その他の必要な施策を推進するものとする。

第2節 子どもが健やかに成長できる体制づくり

(子どもの権利の侵害等への対応)

第14条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的及び精神的な暴力の防止と早期発見に努めるとともに、子ども応援者及び関係機関と連携し、子どもの権利の侵害からの救済に取り組むものとする。

2 市は、子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つよう、子どもの貧困問題に総合的に取り組むものとする。

(子どもの心身の健康づくり)

第15条 市は、子どもの心身の健康の維持及び増進が図られるよう、推進体制を整備するものとする。

2 市は、子ども自ら遊びかつ学ぶことができるよう、遊びの中で体を動かし多様な動きを身に付けていく運動遊びができる場の創出に努めるものとする。

3 市は、子どもが様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、食生活への関心と意識の醸成に

取り組むものとする。

第3節 子どもが未来を築く機会づくり

(意見表明及び社会参加の促進)

第16条 市は、子どもが社会の一員として自分の意見を表明し、社会に参加する機会及び仕組みを設けるものとする。

2 市は、子どもの意見表明及び社会参加を促進するため、子どもの意見を尊重し、主体的な活動を支援するものとする。

3 市は、子どもが地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもと地域住民との交流を促進するとともに、地域の行事等に参加する機会の充実に努めるものとする。

(甲府の歴史・文化の体験)

第17条 市は、子どもの郷土を愛する心が育まれるよう、甲府の歴史、文化、伝統及び自然に触れ親しむ体験の機会の提供に努めるものとする。

(未来への挑戦)

第18条 市は、未来を託す人材を育成するため、夢を持つことの素晴らしさ、大切さを伝える機会の創出に努めるものとする。

第4節 推進体制

第19条 市は、第11条から前条までに定める施策を推進するに当たっては、子ども応援者との連携・協働の下に、子ども及び子どもを取り巻く環境の実情に合わせて実施するものとする。

第20条 市は、子ども未来応援施策を推進するため、必要に応じて、本市の施策と連携・協働する者(次項において「子ども応援委員」という。)の意見聴取に努めるものとする。

2 市は、子ども未来応援施策の実施に向けた仕組みを構築するとともに、子ども応援委員が相互に連携し、当該施策を実施することができるよう、子ども応援会議(子ども応援委員で構成する会議をいう。)を設置する。

3 市は、子ども未来応援施策を推進するために必要な行政体制を整備する。

第4章 子どもの相談・救済と権利支援体制の整備

(相談体制の充実)

第21条 市は、子ども及び子ども応援者が、いじめ、虐待、体罰その他身体的及

び精神的な暴力について安心して相談できる体制の充実に努めるものとする。

- 2 市は、前項の相談を受けたときは、速やかに応ずるとともに、その相談の内容に応じた必要な支援を行うものとする。この場合において、継続して支援が必要なときは、次条に規定する甲府市子どもの権利擁護委員に報告するものとする。

(子どもの権利擁護委員の設置)

第22条 市は、子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的に、市長の附属機関として甲府市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）を設置する。

- 2 権利擁護委員の定数は、3人以内とする。
- 3 権利擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある者のうちから市長が委嘱する。
- 4 権利擁護委員の任期は、3年とし、再任されることができる。ただし、補欠の権利擁護委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 市は、権利擁護委員の仕事を補佐するため、相談及び調査の専門員を設置する。

(権利擁護委員の職務)

第23条 権利擁護委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てを受け、又は必要があるときは、自らの判断で、子どもの権利の救済及び回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請及び意見表明を行うこと。
- (3) 前号の勧告、是正要請又は意見表明（以下「勧告等」という。）を受けて採られた措置の報告を求め、その状況を確認すること。

(勧告等に対する措置)

第24条 市は、勧告等を受けたときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市以外の者は、勧告等を受けたときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(見守り等の支援)

第25条 権利擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための勧告等を行った

後も、必要に応じて、子ども応援者及び関係機関と連携・協働し、子どもの見守り等の支援を行うものとする。

(独立性の確保と活動への協力)

第26条 市は、権利擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援する。

2 子ども応援者は、子どもの権利について必要な理解を深め、権利擁護委員の活動に協力するよう努めるものとする。

(公表)

第27条 権利擁護委員は、必要と認めるときは、子どもの権利の侵害を救済するための勧告等及びこれらに対する措置の報告等の内容を公表することができる。

2 権利擁護委員は、毎年その活動状況を市長に報告するとともに、公表するものとする。

(子どもの権利等の普及)

第28条 市は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に規定する子どもの権利及びこの条例について、子どもにもわかるよう、その普及に努めるものとする。

第5章 雑則

(財政上の措置)

第29条 市は、子どもの育ちに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章及び次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中20の8の項の次に次の1項を加える。

20の9	子どもの権利擁護委員		日額 12,000円
------	------------	--	------------